

福島県肝炎対策基本計画（案）に関する県民意見の募集要領

1 募集の趣旨

県では、肝炎ウイルス検査体制の推進を始め、肝炎医療費の助成、肝炎治療の体制整備、患者等支援、肝炎に関する正しい知識の普及・啓発など、各種対策の充実に取り組んでおります。

本計画は、肝炎患者等を早期に発見し、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、「肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）」及び国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（令和 5 年 3 月 7 日厚生労働省告示第 612 号）」を踏まえ、本県が取り組むべき B 型肝炎及び C 型肝炎に係る対策の方向性を示すものとして、策定するものです。

この「福島県肝炎対策基本計画」の策定にあたりまして、県民の皆様から広く御意見をいただくため、「県民意見募集（パブリック・コメント）」を実施いたします。

2 募集期間

令和 5 年 12 月 27 日（水）から令和 6 年 1 月 26 日（金）まで（必着）

※「郵送」の場合には、令和 6 年 1 月 26 日（金）の消印有効。

3 応募資格

- (1) 福島県内に在住、または通勤、通学している個人及び福島県内に事業所・事務所を有する団体
- (2) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により県外に避難されている方

4 資料の入手方法

福島県保健福祉部感染症対策課のホームページからダウンロードをしていただくか、次の（1）～（3）の各窓口で入手することができます。

【配布窓口】

- (1) 福島県感染症対策課（県庁西庁舎 6 階）
- (2) 県政情報センター（県庁西庁舎 1 階）
- (3) 福島県各地方振興局（県北地方振興局を除く）の県政情報コーナー

なお、郵送により資料を請求される場合は、140 円切手を貼った返信用封筒（角 2 型）を同封し、下記「6 意見の提出先及び問い合わせ先」までお送りください。

5 意見の提出方法

「県民意見提出書」の形式により、住所、氏名及び電話番号を記入の上、郵便、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

※意見提出書の様式は、福島県保健福祉部感染症対策課のホームページからダウンロードできます。

6 意見の提出先及び問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県 保健福祉部 感染症対策課

電話番号：024-521-7238

FAX番号：024-521-8659

電子メール：kansen@pref.fukushima.lg.jp

電子メールの場合は、件名を「福島県肝炎対策基本計画（案）に関する意見」としてください。

7 提出いただいた御意見の取扱い

(1) 御意見は、「福島県肝炎対策基本計画」の改定にあたっての参考にさせていただきます。

(2) 福島県情報公開条例に基づく公文書開示請求がなされた場合、個人の氏名、住所及び電話番号を除き、御意見の概要等が開示される場合もあります。また提出いただいた御意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、ご意見に対する県の考え方とあわせて、県のホームページで公表いたしますので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 提出いただいた書類等は返却いたしません。

(4) 電話や匿名での御意見の提出は受け付けませんので、御注意願います。

(5) 御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御承知おきください。